

東京都青少年の健全な育成に関する条例改正のポイントと大阪府の考え方

■児童ポルノの単純所持を規制（第18条の6の4第1項）

- ・子どもを性的対象として取り扱う事やこれを助長する行為は社会的に是認されるものではない。
- ・「単純所持」をどのような手段で規制するかは国会で議論されており、国民合意の下、全国一律に決せられることが適当。

※児童ポルノ法

平成11年5月 可決成立

平成20年6月 自民・公明党が児童ポルノの「自己の性的好奇心を満たす目的のための所持保管」について罰則を置く改正案を提出

平成21年3月 これに対し民主党が「自己の性的好奇心を満たす目的のための立証は自白の強要につながり、冤罪を生む可能性がある」と、「有償又は反復して取得する行為」について罰則を置く改正案を提出

7月 衆議院解散により両案とも廃案

■自主規制（第7条第2号）

図書類の発行、販売又は貸付を業とする者に対して、「18歳未満を性的対象として肯定的に描写している漫画等」の青少年への閲覧防止等の努力義務を設定

- ・「青少年を性的対象として描写する」ことを規制の対象とすることは、表現の自由との関係で慎重な検討が必要
- ・自主規制を求めるためには、「みだりに性的対象として肯定的に描写している」というあいまいな基準ではなく、客観的基準を示すことが必要。

■・青少年を児童ポルノ及びジュニアアイドル誌のうち13歳未満を対象とした青少年性的視覚描写物の対象としない保護者、事業者の努力義務を設定（第18条の6の5第1項、2項）

・都の指導、助言、調査権限を設定（第18条の6の5第3項、4項）

- ・青少年を性的対象とする風潮の追放・根絶に向けた機運の醸成、環境整備は必要。
- ・児童の権利擁護や児童の健全な育成のために、保護者、事業者に責務を求めることは必要。
- ・児童ポルノ法、児童福祉法の行為規制等の改正、追加で対応することが望ましい。

■以下の3つの「青少年性的視覚描写物※」を青少年に閲覧させない環境整備のための都、事業者、都民の努力義務を設定（第18条の6の2、第18条の6の3、第18条の6の4）

※・青少年が性的対象として扱われているものを規制

・ジュニアアイドル誌のうち13歳未満を対象としたものを規制

・児童ポルノ法が規制対象としていない非実在青少年を性的対象とした漫画等を規制

- ・「青少年を性的対象として描写すること」「児童ポルノ法で規制対象外としている漫画等」の規制は、表現の自由との関係で法律レベルでの対応が必要。

※府の現行条例は、青少年の健全な育成を阻害する図書類を青少年に閲覧等させないように規制

知事コメント（案）

- 子どもを性的表現の対象として取り扱うことや、これを助長する行為は社会的に是認されるものではない。
- 東京都の条例案は、児童ポルノの単純所持や青少年を性的表現の対象とした漫画等の規制、事業者・保護者に青少年が性的描写の対象とならないように求める努力義務まで踏み込んだものと聞いている。
- 児童ポルノの単純所持については、国会における児童ポルノ法改正の経過を十分に踏まえるべきものと認識。
- 青少年を性的表現の対象とした作品を作ることの是非は、憲法が保障する表現の自由との関係で議論のあるところであるが、仮に規制する場合は、法律レベルでの対応が適切と考えている。
- 府としては、青少年を性的表現の対象とすることが青少年に与える悪影響について十分検討を深め、緊急性や必要性があれば実効性のある手法での対応も検討していきたい。

（参 考）

① 児童ポルノ法（平成11年制定）の改正案の経過

- ・児童ポルノの提供や、提供目的による製造・所持・運搬・輸出入・保管等を規制しているが、単純所持については規制の対象外。
- ・平成20年6月 自民・公明両党が、「自己の性的好奇心を満たす目的のための所持・保管」について罰則を置く児童ポルノ法改正案を国会提出。
- ・平成21年3月 民主党から、「自己の性的好奇心を満たす目的」の立証は自白の強要につながり、えん罪を生む危険性があることから、「有償又は反復して取得する行為」について罰則を置く改正案を提出。
- ・平成21年7月の衆議院解散により、両案とも廃案。

② 児童を性的表現の対象とすることに対する規制

- ・児童ポルノ法2条3項1号・7条2項
衣服の全部又は一部を付けない児童の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもので児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写したものについて、提供目的での製造等を罰則付きで禁止。
- ・児童福祉法34条
公衆の娯楽を目的として満15歳に満たない児童にかかるわざ又は曲馬をさせる行為や、満15歳に満たない児童に戸々について、又は道路その他これに準ずる場所で歌謡、遊芸その他の演技を業務としてさせる行為を罰則付きで禁止。

③ 大阪府青少年健全育成条例（13条・14条）

- ・青少年の性的感情を著しく刺激する等、青少年の健全な成長を阻害する図書類を、青少年に販売、貸し付け閲覧等させることを罰則付きで禁止。